

熊本市介護保険条例の一部改正について

熊本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附則第10条の2（見出しを含む。）中「から平成32年度までの各年度」を「及び令和2年度」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和元年度における保険料率の特例）

第10条の3 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,420円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,560円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、58,812円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第10条の2及び第10条の3の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（提出理由）

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）の施行による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、令和元年度における第1号被保険者の保険料率の特例を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。